平成２６年（フ）第１６８号
北海道白糠郡白糠町西庶路東２条北１丁目１番地１
債務者　木曽絵利子
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第１７２号
釧路市美原３丁目28番10号
債務者　横山　　司
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第１９３号
北海道釧路郡釧路町遠矢９丁目８番地
債務者　山口　敬史
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第１６９０号
神奈川県藤沢市片瀬３丁目16番２号
債務者　鬼頭　健介
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８３１号
横浜市港北区日吉本町２丁目52番28号　セレッサ日吉本町203
債務者　石関　昌夫
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９０１号
東京都立川市一番町５丁目１番地の５ネクサス立川３Ｂ
債務者　川澄　慶子
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月23日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３８９号
静岡県浜松市中区葵西３丁目14番17号　サンハイツ106、前住所静岡県浜松市中区葵西３丁目14番14号
債務者　中村　民江
1　決定年月日時　平成26年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第４２９号
川崎市高津区溝口５丁目３番11号　メイゾン星105
債務者　中山アサ子
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１３９号
長崎県佐世保市潮見町19番４号　裏アパート１Ｆ、前住所長崎県佐世保市筒井町1024番地山口方
債務者　山崎恵美子
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月30日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第１４２号
長崎県佐世保市黒髪町62番25号カトルセーゾン202号、前住所長崎県佐世保市白岳町730番地１
債務者　田島　　功
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月30日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第１８３４号
横浜市金沢区六浦東２丁目10番18号
債務者　里吉　寛隆
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９６号
北海道帯広市西10条南39丁目６番17号　西部方
債務者　徳永由起子（旧姓中田）
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第１９７号
北海道帯広市清流西２丁目20番地７　清流ヒルズⅠ―128号室
債務者　高谷　　哲
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第３８号
熊本県天草市五和町二江2526番地
債務者　松田　ナナ
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月16日午前10時
熊本地方裁判所天草支部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第５９３号
千葉県市川市市川２丁目６番12―802号　ミェーレ市川
破産者　荒関　祐嗣
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係